

令和 7 ・ 8 年度

銚子市学校給食センター

物品供給指名参加資格審査申請要領

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	取扱食材区分・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3	登録条件・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
4	申請に必要な書類・・・・・・・・	P2～P3
5	申請書類の受付・・・・・・・・	P3
6	登録・決定の手続き等・・・・・・・・	P4
7	登録有効期間・・・・・・・・	P4
8	配送場所・・・・・・・・	P4
9	取扱食材区分ごとの納入・規格基準・・・・・・・・	P4～P5
10	衛生管理の徹底及び衛生検査に係る報告・・・・・・・・	P6
11	参加資格の停止・・・・・・・・	P6～P7
12	申請者情報の取扱い・・・・・・・・	P7
13	登録取消・・・・・・・・	P7
14	第 1 号様式 申請書	
15	第 2 号様式 物品納入経歴書	
16	第 3 号様式 市税納税確認承諾書	
17	第 4 号様式 使用印鑑届	
18	第 5 号様式 組合員名簿	
19	第 6 号様式 委任状	
20	第 7 号様式 同意書	
21	第 8 号様式 誓約書	

1 趣旨

この提出要領は、銚子市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が物品供給指名参加資格適格者審査申請に必要な事項を定めるものである。

2 取扱食材区分

取扱食材区分	
1	米、麦
2	野菜類
3	肉類（豚肉、鶏肉、牛肉）
4	牛乳
5	パン類
6	豆腐類（冷凍食品を除く）
7	その他（調味料、穀物類、冷凍加工品、冷凍原材料 デザート類、飲料、缶詰類等）

※ 本申請は、物品供給氏名参加資格適格者名簿に登録するためのもので、食材の発注を確約するものではありません。

3 登録条件

- (1) 学校給食が児童及び生徒の健全な発育及び食育に果たす役割を認識し、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 審査基準日現在において引き続き2年以上事業を営んでいること。
- (3) 食品の関する法律並びに諸規定が遵守されていること。
- (4) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 食材の品質管理が、仕入・製造・保管・配送に至るまで安全と衛生が保たれ、さらに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (6) 製造品、加工調理品の給食物資を納入する事業者については、製造等に携わる従業員全員の検体検査を1か月に1回以上行い、必要に応じて学校給食センターに報告できること。
- (7) 衛生管理上必要な施設、設備及び車両等を有していること。
- (8) 仕入れや製造加工能力等に優れ学校給食の実施必要量を供給できること。
- (9) 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (10) 緊急の納入等に対応が可能なこと。
- (11) 製造業者や食品加工業者は食品細菌検査を年2回以上行い、必要に応じ結果報告が提出できること。
- (12) 井戸水使用の場合は、前回検査から最低1年以内に水質検査をし、結果を1年間保管すること。

4 申請に必要な書類

	銚子市内に本店または事業施設を有する個人・法人等				銚子市外に本店または事業施設を有する個人・法人等			
	食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要		食品衛生法許可 要		食品衛生法許可不要	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
申 請 書 (第 1 号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
物品納入経歴書 (第 2 号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
市 税 納 税 確 認 承 諾 書 (第 3 号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 主 の 印 鑑 証 明 書	○		○		○		○	
法 人 代 表 者 の 印 鑑 証 明 書		○		○		○		○
食 品 営 業 許 可 証 (写)	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1
食 品 衛 生 監 視 票	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2
使 用 印 鑑 届 (第 4 号様式)	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3
組 合 員 名 簿 (第 5 号様式)	該当する場合添付							
委 任 状 (第 6 号様式)	代理人の専任が必要な場合添付							
同 意 書 (第 7 号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
誓 約 書 (第 8 号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○
法人税及び消費税 及び地方消費税納 税 証 明 書	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5
法人等設置報告書 控 え の 写 し (新設業者のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○
登 記 事 項 証 明 書		○		○		○		○

身 分 証 明 書	○		○		○		○	
身分証明書及び後 見登記事項証明書					○		○	
財 務 諸 表	○	○	○	○	○	○	○	○
	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6
代 理 店 証 明 書	○	○	○	○	○	○	○	○
	※7	※7	※7	※7	※7	※7	※7	※7

(注意)

※ 提出書類は、本要領に定める様式（第1～8号様式）を使用すること。

※1 食品営業許可証（写）もしくは営業届情報閲覧（厚生労働省ホームページ）のページを印刷し、添付すること（納入予定食材にかかるすべてに該当する部分）。

※2 食品衛生監視票：海匠保健所管内でのみ事業を行っている場合は不要。

※3 使用印鑑届は、実印以外の印鑑を見積、納品、契約、代金の請求及び受領等に用いる場合のみ添付すること。

※4 委任状は、代表者本人が代表者本人の氏名・印で契約等を行う場合は不要。

※5 納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」については、未納税額のない証明用を添付すること。

※6 財務諸表 法人：申請日直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書を添付すること。

個人：前年分所得税確定申告書（税務署の受理印のあるもの。）、及び申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写しを添付すること。

※7 その他 酒税法に基づく一般酒類小売業免許の写し等、適法に事業を行っていることを確認できる書類の添付を求める場合もあります。

5 申請書類の受付

受 付 期 間	令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金） （土・日、祝日を除く。）
受 付 時 間	午前9時～午後4時30分（正午～午後1時を除く。）
受 付 場 所	銚子市学校給食センター 〒288-0046 銚子市大橋町17番地 電話 0479-24-0365

※「銚子市学校給食センター物品供給指名参加資格審査申請書」に「4、申請に必要な書類」を添えて提出して下さい。なお、申請書の提出は、郵送・持参のどちらでも可とします。

6 登録・決定の手続き等

手続き	内 容
(1)申請から登録まで	申請書類の内容等を確認し、不明な点があった場合は、担当者等に連絡する。
(2)名簿登録	資格審査の結果、指名参加資格を有すると認められた者には、令和7・8年度学校給食物品供給指名参加資格適格者名簿に登録する。
(3)資格審査結果	資格審査の結果、 <u>指名参加資格を有しない</u> と認められた者に限り、令和7年4月30日までに文書により通知する。
(4)登録内容の変更	申請後、商号・代表者名・所在地等登録内容に変更が生じた時は、速やかに「物品供給指名参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更を証する書類を添えて提出しなければならない。

7 登録有効期間

令和7年5月1日（木）から令和9年4月30日（木）までの2年間とする。

8 配送場所

銚子市学校給食センター 銚子市大橋町 17 番地

または、銚子市内各小中学校（以下「各学校」という。）

9 取扱食材区分ごとの納入・規格基準

【全区分共通】

- ① 出庫時には必ず品質の確認をすること（製造日、賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。
- ② 配送は迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意すること。
- ③ 配送に使用する車は清潔で、運行中に塵埃汚染されない設備があること。
- ④ 商品は、清潔でかつ液漏れ等のない容器で納入すること。
- ⑤ 食材納入の際は、納入日・時間を守り、清潔な服装で配送すること。
- ⑥ 確実に検収を受けること。
- ⑦ 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じること。

(1) 米・麦

【納入基準】

- ① 自然災害等により米穀の調達に支障が生じた場合には、速やかにその旨を学校給食センターに報告するとともに、必要な量を確保すること。

【規格基準】

- ① 品種は、千葉県産で、農産物検査法による証明を受けた単一原料米「ふさこがね」とする。
- ② 新米又は当該米穀年度に生産された精米であること。
- ③ 包装に「玄米及び精米品質表示基準」に準ずる表示がなされていること。
- ④ 良質な製品を製造するための施設・設備が整備され、衛生状態が優良搗精工場で精米した米であること。
- ⑤ 異物混入がないこと。
- ⑥ うるち精米の品質は、米穀公正取引推進協議会の「米穀の品質表示ガイドライン」に定める「精米の品位基準」に従うこと。

(2) 野菜等

- ① 新鮮で、かつ安全な食材を十分に吟味して納入すること。
- ② 果物については食べ頃を見極めて納品すること。
- ③ 産地が明示できること。

(3) 肉類（豚肉、鶏肉、牛肉）

- ① 新鮮で、かつ安全な食材を吟味して納入すること。
- ② 産地が明示できること。
- ③ 加工施設、加工機械器具類は加工直前に洗浄、消毒を行い、材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。
- ④ 加工は前日または当日とし、製造後は速やかに、かつ十分に冷却したものを納入すること。出荷までは 10℃以下で保存すること。ただし冷凍品については－15℃以下で保存すること。
- ⑤ 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないよう温度管理に注意すること。検収時の品温は 10℃以下であること。ただし冷凍品は－15℃以下であること。

(4) 牛乳

- ① 10℃以下を保持した状態で各学校へ配送する。

(5) パン類

- ① 製品は個別包装し、各学校へ配送し容器等を回収すること。

(6) 豆腐類

- ① 製造は前日または当日とし、製造後は速やかに、かつ十分冷却したものを納入すること。出荷までは 10℃以下で保存すること。
- ② 配送は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時の品温が 10℃以下であること。
- ③ 品質規格は次の表のとおり。

品 名	品 質 規 格
豆 腐	1 破損のないものであること 2 適度な硬さと弾力があること 3 絹・木綿豆腐とも1丁350g以上であること
生揚げ	1 破損のないものであること 2 良質植物油を使用し、油切れのよいものであること 3 揚げ色がきつね色で、きれいに揚げられているものであること 4 1枚約250gであること
油揚げ	1 生揚げ1～3に準ずること 2 1枚約30gで、形が均一のものであること

(7) その他

- ① 缶詰類は製造後12か月以内のものとする。
- ② 冷凍食品は、適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。検収時、冷凍品については－15℃以下であること。
また、製造後3か月以内のものとする。
- ③ 学校給食センターが指定した物品は、各学校へ配送し容器等を回収すること。

10 衛生管理の徹底及び衛生検査に係る報告

学校給食食材納入業者として指名参加資格の取得を希望する者は、厚生労働省が認める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」の主旨をよく理解し衛生管理を徹底することとし、学校給食センターから衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。

11 参加資格の停止

- (1) 参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの定める期間その者の入札参加資格を停止するものとする。

- ① 不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた

場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

- (2) 前項の規定により参加資格の停止を行ったときは、市長はその旨を当該参加資格者に理由を付して通知するものとする。

1 2 申請者情報の取扱

申請者に関する情報については、銚子市暴力団排除条例（平成 24 年銚子市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定により、市の事務等から暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団（条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除する措置を講ずるため、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。

1 3 登録取消

食材の仕入れ、製造、保管、配送等、食品の安全と衛生の維持がなされていない場合や、複数回にわたり理由なく定時配送を行わない、著しく品質の劣る食材を納入した、必要な検査や報告を行わない、登録要件を満たさなくなった場合等、銚子市の学校給食食材納入業者として適格性を有しないと判断された場合は、登録を取り消す場合がある。